

精華町公共施設使用料等の在り方について（審議骨子）

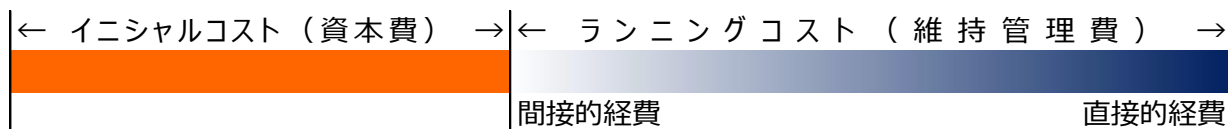
はじめに

精華町では、地方自治法第244条第1項の規定に基づく「公の施設（以下「公共施設」という。）を、それぞれの公共施設に関する「設置及び管理運営に関する条例」を定め、当該条例に基づき運営されているところ、精華町公共施設使用料等審議会に対して「公共施設のより適正かつ効率的な運営を図るため、公共施設使用料等設定基準の在り方」について諮問があったところである。

精華町では、各公共施設の開設当初以来、使用料を大きく見直すことなく今日まで至っている。今般、本審議会では、各公共施設の設置目的や運営状況を踏まえつつ実地の現地視察も行ったうえで、精華町の公共施設の適正かつ効率的な運営に資するものとするため、公共施設使用料等設定基準の在り方について次のとおり慎重なる議論のうえ方向性を見出すものである。

I. 受益者負担について

1. 公共施設使用料算定の対象コストについて



受益者負担である使用料と施設を使用しない人も含めた税負担の割合を考えるに際し、その算定対象とすべきコストの範囲をまず明確にする。公共施設は、建設する際に投資したイニシャルコスト（資本費）と毎年度維持管理していくためのランニングコスト（維持管理費）が発生している。イニシャルコストの現金支出はその建設当時に支出されるのみであることから、後年度に均等にコスト配分するため法定耐用年数を用いた減価償却費を毎年度のイニシャルコストとして把握する。また、ランニングコストは、施設を利用者するに際して直接必要となる光熱水費などの直接的経費から、人件費など間接的な経費まで幅がある。

（1）論点整理（審議内容）

【前回までに出た意見】

- ・ 減価償却費まで受益者負担とするのか、減価償却費は行政負担（税負担）かと思う。
- ・ 減価償却費まで含めるとしたら民間での運営も成り立つのではないか。
- ・ 新規建設の場合は国からの補助金があったりするが、建替えの場合は補助金がないという場合がある。今の施設の建替えを考えた場合は減価償却費まで受益者に負担を求めるのも有りという考えもできる。

【考え方の視点】

- ・ イニシャルコストもランニングコストもすべて受益者負担とするなら行政保有であっても完全独立採算として特別会計で経理するべきとも考えられないか。

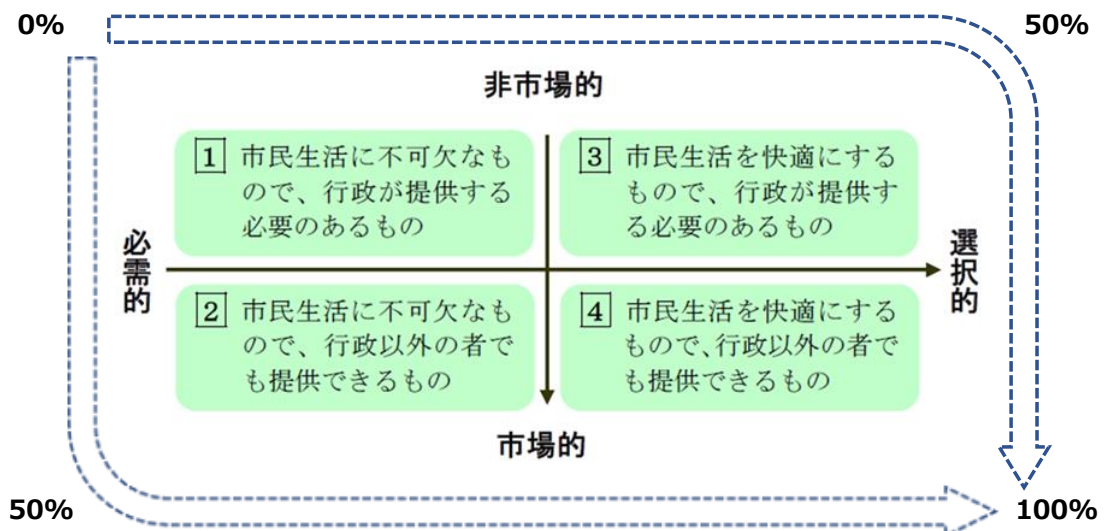
（2）答申への方向性

2. 対象コストの受益者負担割合

上記で算定対象外となる経費は共通して税負担によることとなるが、使用料と税負担との適切な割合を求める算定対象経費については、施設目的などに応じてどの程度受益者たる利用者の使用料で賄うべきか、反面、どの程度まで施設を利用しない人も含めた税を投入することが納税者の理解を得られるかという視点が必要である。

← 算定対象経費 →	← 算定対象外経費 →
使用料100%	税負担
使用料75% 税25%	税負担
使用料50% 税50%	税負担
使用料25% 税75%	税負担
税100%	税負担

下図のように施設目的、施設類型ごとに受益者負担割合を求める事例が多く示されている。こうした参考事例に、各公共施設の現地視察や施設評価を踏まえ精華町の各公共施設のあてはめを行う。



(1) 論点整理 (審議内容)

<p>【前回までに出た意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が各施設をどう評価しているか、各施設をどういうふうにしたいと思っているかがあって、実態としてはどうなっているかという自己評価が必要。その自己評価が正しいかを含めて議論が必要。 基本的にコスト構造は収入が少なくコストが高い。コストが圧倒的に高い状況を続けていくことがいいのかどうか。 民間の同種施設との比較も必要。便利がいいから、安いから公共施設を借りるということは、場合によっては民業圧迫になるかもしれない。 公共施設は、設置目的はともかく、とにかく稼げという時代の潮流になりつつある。稼げないなら廃止という話も出ている。

施設名	各施設に対する意見等
交流ホール	<ul style="list-style-type: none"> 200人規模の同種施設と比較して安価な印象。 町事業や町の後援共催事業での減免利用が多い。
コミュニティホール	<ul style="list-style-type: none"> 1時間400円は安い印象。 営利利用が多い。営利の場合、普通は自身でテナントなど借りるものなので単価は安い印象。そうすると年間120万円の指定管理料は高く、指定管理料で塾の経営をサポートしているともとられかねない。 空調の自己申告制はいかがなものか。 窓口に人がいるのが午前だけで午後は幾ら使われているかわからない。 設置目的のひとつである文化の向上と利用実態がずれている。
かしのき苑	<ul style="list-style-type: none"> 会議室、武道ができる部屋、料理ができる部屋など施設構成がむくのきセンターと重複している。
華工房	<ul style="list-style-type: none"> 研修室の稼働率が非常に低い。 他の施設と比べて産業研究的で特殊である。 利用者は特定団体で一般利用に向いていない。
むくのきセンター	<ul style="list-style-type: none"> アリーナで照明代が別途加算。翌日使用のために前日準備で抑える場合など使用料のみという場合がある
打越台	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートは整備されてコート自体は民間に引けをとらないと思う。

	<ul style="list-style-type: none"> • そもそもテニスコートを公共で持つ必要があるのか、とも感じる。
池谷公園	<ul style="list-style-type: none"> • 植栽やトイレの維持管理が都市公園として行政負担しているためコストが低い。
木津川河川敷	
ほうその運動公園	
学校施設	

(2) 答申の方向性

施設名	必需的⇔選択的	非市場的⇔市場的	
交流ホール	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
コミュニティホール	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
かしのき苑	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
華工房	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
むくのきセンタ -	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
打越台	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
池谷公園	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
木津川河 川敷	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
ほうその運動 公園	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	
学校施設	1 2 3 4 5 	1 2 3 4 5 	

Ⅱ. 利用者が負担する料金体系

これまで施設ごとに料金設定を行ってきており統一感がないことから統一性のある料金体系を検討する必要がある。

1. 平日単価と休日単価の設定

(1) 論点整理 (審議内容)

【前回までに出た意見】

- ・ これまでの議論では使用料が安いという意見が多いので休日単価を基本に考えたら良いと思われる。
- ・ 利用が多い時間帯や休日を高額にするという考え方もあるが、勤労者はそういう時間帯しか利用できない方もいて、公共施設としては利用者に等しく公平に使用される場であることが前提ではないか。
- ・ 昨今では定年退職者など平日利用できる方が増えているので差をつけなくていいのではないか。
- ・ 何をもちて公平とすべきかという視点が難しいが一番重要ではないか。

【考え方の視点】

- ・ 同一単価とすることで行政の事務負担は軽減されるのではないか。
- ・ 受益者の使用料と全住民の税負担との公平性の観点から受益者負担割合を求めたら、平日休日単価は受益者間の公平性をどう担保するかと考えるべきではないか。
- ・ 平日と休日とで使用するに際して発生するコストに差は生じているのか。
- ・ 差を設けるなら需要と供給のバランスといった市場原理的な考え方でしか整理できないのではないか。

(2) 答申の方向性

2. 追加料金設定 (冷暖房費・照明代・備品設備)

(1) 論点整理 (審議内容)

【前回までに出た意見】

【考え方の視点】

- ・ できるだけ基本使用料に含めて整理する方が行政の事務負担は軽減されるのではないか。
- ・ 昨今の気象状況では冷暖房は使用しない時季の方が少ないくらいではないか。
- ・ 基本使用料で想定しているサービス範囲を明確にすれば、追加徴収するのは基本使用料に含めていな

い性質の経費と定義できないか。

- ・ 備品など細々した追加料金があるが、全体コストから受益者負担割合を算定したら基本使用料で想定しているサービスの範囲内に包含しているのではないか。
- ・ 昼間と夜間の照明代のように明らかに発生するコストに差が認められるものに限定してはどうか。

(2) 答申の方向性

3. 割引割増設定（全時間使用割引・営利利用割増・町外利用割増）

(1) 論点整理（審議内容）

【前回までに出た意見】

- ・ 営利利用でものすごく儲ける事業を続けていたらそれは還元してもらうべきではないか。営利行為を行った収入の例えば15%が施設使用料を上回った場合、15%を還元させるようなやり方があってもよいのではないか。

【考え方の視点】

- ・ 受益者の使用料と税との負担割合の公平性、受益者同士の公平性（平日休日）を重視すれば、全時間使用するからといって料金を割引くのはその裏側に税負担が発生させることとなり矛盾しないか（例：税の一括前納報奨制度の廃止）。
- ・ 受益者負担が100%でない限りは税負担が発生しているため、営利利用や町外利用のための税投入を避けることから割増は妥当ではないか。

(2) 答申の方向性

Ⅲ. 減免規定

減免規定についても料金体系と同様に統一感がない現状にある。減免相当額は、本来使用料で賄うべき受益者負担を税負担するものであり、その統一性を検討する必要がある。

(1) 論点整理 (審議内容)

【前回までに出た意見】

- ・ 施設目的に合致するかどうかの判断が難しく主観的になりがちなので思い切った整理が必要ではないか。
- ・ 例えば、小学生未満は無料、福祉団体は無料、学校が公印を押して申請していたら無料にするなど客観的な基準がよいのではないか。
- ・ 高齢者減免について、高齢化が進んでいる状況を踏まえて社会構造の年齢構成を参考に高めに設定した方がよいのではないか。
- ・ 補助金交付団体が減免適用を受けると公費の重複負担になるのではないか。ただし、現実に申請時に補助金交付団体がどうかを施設窓口で把握するのは困難なので一定の基準に従って判断せざるを得ないかもしれない。
- ・ 減免をした場合には、ホームページなどで申請者や利用者の氏名などを公表することが必要ではないか。

【考え方の視点】

- ・ 減免と歳出の補助金支出は基本的に同じ意味合いがあるが、補助金支出は補助金交付規則に基づき交付決定するなどその取扱いが厳格である。
- ・ 減免は本来受益者で負担する範囲を税で補てんするものであり、減免利用が圧倒的に多ければ減免利用者のための施設ともみられ、実態として一般利用者が割増設定されていることにならないか。
- ・ 当該施設の設置目的に鑑みて受益者負担割合を25%と低廉に設定したとすれば、当該設置目的に沿った使用には25%を求めべきで、そこからさらに減免するということは二重で税投入をすることとなる。
- ・ 各種団体の利用促進という視点では、予約を優先的に受け付けるなどの方法もあるのではないか。料金の公平性を重視するか、予約開始時期など機会の公平性を重視するかという視点も必要ではないか。

(2) 答申の方向性

IV. 激変緩和措置等

(1) 論点整理（審議内容）

【前回までに出た意見】

- ・ 激変緩和措置を設定する必要があるのかどうか。
- ・ 正直に計算するとかなり高額になるということで急激な増減を緩和されているという理解ではないか。

(2) 答申の方向性

V. 料金改定のサイクル

(1) 論点整理（審議内容）

【前回までに出た意見】

- ・ 時代がどんどん変わっていくことを考えると、料金改定のサイクルはきちんと決めておいた方がいい。1年ごとに見直してもいいかもしれない。

(2) 答申の方向性